中標津町スポーツ文化遠征費補助金申請　フローチャート

申請者

1. 決定次第速やかに報告（補助金申請を行う場合）
大会出場報告とともに、「日程」と「場所」を伝える。

↓

申請者

2. 補助金交付申請
【提出期限】遠征出発日の10日前まで（概算交付の場合は20日前まで）
〈提出書類〉
①補助金交付申請書（様式第1号）　②事業計画書（別記第1号様式）　③事業予算書（別記第2号様式）
④補助金交付申請額算出調書（別記第3号様式）　⑤予選大会の開催要項　⑥予選大会の結果
⑦遠征する大会の要項　⑧遠征者名簿（選手・引率・監督・コーチ等の氏名・住所・学校名・学年を記載したもの）
⑨交通費の見積書（貸切バスの場合のみ必要）　⑩バス乗車名簿（貸切バスの場合のみ必要）

↓

教育委員会

《内容審査》
申請者に補助金交付決定通知及び補助指令書を送付

精算交付の場合
（概算交付を受けない場合）

概算交付を受ける場合

↓

申請者

3. 補助金概算額交付申請
遠征出発前に補助金が必要な場合は、申請により概算払いを受けることができます。遠征出発日の20日前までに上記2の交付申請を済ませてください。
〈提出書類〉
①補助金概算額交付申請書（様式第6号）　②請求書

↓

教育委員会

《内容審査》
申請者に補助金概算交付決定通知を送付
※補助金概算交付決定通知日から約1週間後に指定された口座に入金

↓

遠征事業の実施、完了

補助金変更がなかった場合

補助金変更があった場合　（補助金額に増減が生じる場合）

↓

申請者

4. 補助事業変更承認申請
宿泊費や交通費に変更があり補助金額に増減が生じる場合には、変更申請が必要です。
〈提出書類〉
①補助事業変更承認申請書（様式第9号）　②事業計画書（別記第1号様式）
③事業予算書　（別記第2号様式）　④補助金交付申請額算出調書（別記第3号様式）
⑤変更になった費用の領収書の写し
⑥乗車人数が変更になった場合、バス乗車名簿（貸切バスの場合のみ必要）
※②～④の様式は「2. 補助金交付申請」の②～④と同じ様式です。
※交付申請時から記載事項に変更がない書類については省略可。

↓

教育委員会

《内容審査》
申請者に補助金交付決定通知及び補助指令書を送付

↓

申請者

5. 補助金事業実績報告
【提出期限】事業が完了した日（遠征から帰町した日）から1ヶ月以内
〈提出書類〉
①補助事業実績報告書（様式第4号）　②事業実績書（別記第4号様式）　③事業精算書（別記第5号様式）
④補助金交付精算額算出調書（別記第6号様式）　⑤領収書の写し（交通費と宿泊費のみ）　⑥遠征した大会の結果
⑦大会当日のプログラム（コピー可）　⑧請求書（概算交付で全額入金済みの場合は不要）

↓

教育委員会

《内容審査》
申請者に補助金交付額確定通知を送付

精算交付の場合
（概算交付を受けなかった場合）

概算交付を受けていた場合

補助事業変更申請有り

教育委員会
概算交付額より変更後金額が高い場合、差額分を入金

申請者
6. 概算交付額より変更後金額が低い場合、差額分を戻入

補助事業変更申請無し

補助金交付額確定通知日から約1週間後に指定された口座に入金　→　事業終了

補助金額の確定　→　事業終了